



平成 23 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社タカキュー
代 表 者 名 代表取締役社長 臼井 一 秀
(コード番号 8 1 6 6 東証 1 部)

問合せ先 専務取締役管理本部長 木内 守
Tel (03) 5248-4100

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

(1)下請事業者に対し、PB 商品の仕入代金を減額した行為が下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものであります。当社は、すでに平成 22 年 2 月以降減額の要請をしておらず、減額分（4,336,120 円）につきましては、平成 23 年 1 月に全額を当該下請事業者に返還いたしております。

(2)下請事業者との「一時返品特約」に基づき、「一旦一時返品し翌シーズンに再納品を受ける」という取引が下請法第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）の規定に違反するものと判断されました。この取引金額は 2 年間で 162,805,789 円であり、当社は、特約どおり都度再納品を受けておりましたが、平成 23 年 6 月には一時返品中の全商品を再受領しております。尚、同年 4 月に「一時返品特約」を廃止しております。

また、一時返品に際して、一部の下請事業者に返品送料をご負担いただいたことが、下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。当社は、平成 23 年 10 月に送料をご負担いただいていた下請事業者に対して送料相当額（2,772,000 円）を返還しております。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底をするとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンス意識の向上に努めてまいり所存でございます。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

以 上